

(様式2)

「京丹後市まちづくり基本条例」一部改正（案）についての概要

京丹後市まちづくり基本条例は、まちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方やルールを示したもので、平成19年12月21日に公布し、平成20年4月1日から施行しています。

本条例は、定期的に、この条例が京丹後市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討し、その結果に基づき見直しを行うものとしていることから、本年度の京丹後市まちづくり委員会での答申を踏まえ、下記の条文の一部改正を行います。

(1)『京丹後市まちづくり基本条例』一部改正（案）

【現行】

(連携及び交流)
第28条 (略)

【改正案】

(連携及び交流)
第28条 (略)

3 市及び市民は、市外の様々な主体と広く交流、連携し、その知見や力をまちづくりに活かすよう努めるものとする。(新設)

【改正すべきとする事由】

社会の変化が激しく、将来を見通すことが難しい時代において、限られた財源や人的資源の中で、複雑多様化する行政課題、地域課題を解決してくためには、市政運営及びまちづくりにおいて、より一層、市内のみならず市外の民間事業者、団体、個人など多様な主体が交流・連携していくことが重要です。しかし、現行のまちづくり基本条例の基本理念において、市と市民または市民相互の協働によってまちづくりを進めることが規定されているものの、市外の多様な主体は含まれていないところです。

今後は、市及び市民が市外の様々な多様な主体との交流・連携を図り、その力等をまちづくりに活かすことが重要であることから、市の最高規範であるまちづくり基本条例第28条(連携及び交流)において、1項を追加規定する一部改正を行うものです。

【施行期日】

令和7年4月1日から施行予定

(2) 改正案の作成の経緯

本年度8月に市長から「京丹後市まちづくり基本条例について、同条例第32条に基づく条例の検討及び見直しについて」京丹後市まちづくり委員会に諮問を行い、条例改正の必要性について検討の結果、11月29日に市長に対し、同条例第28条に、市外との交流・連携について条文追加すべきとの中間報告を受け改正に向け検討を行うものです。